

## 鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、令和6年に大量発生した果樹カメムシ類への対策として、果樹生産者が追加防除を行う際の薬剤経費を助成することにより、生産者の経営的負担の軽減と収量・品質低下の抑制を図ることを目的として交付する。

### (補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業とする。

### (補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を行う別表第1の第2欄に掲げる者とする。

### (補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1の第3欄に掲げる経費（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とする。

### (補助金の額の算定)

第6条 本補助金は、補助事業者に対し、補助対象経費の額に別表第1の第4欄に掲げる補助率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数については、これを切り捨てる。）を、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請及び請求)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 本補助金は、規則第11条の2に規定する市長が別に定める場合とし、規則第4条に規定する申請及び規則第11条に規定する請求に関する手続を併合して行うこととし、本補助金の申請及び請求に係る申請書は、様式第1号によるものとする。この場合において、本補助金の請求は、本補助金の交付決定がされた場合に、当該交付決定日になされたものとみなす。

3 様式第1号に添付すべき書類は、様式第2号によるものとする。

4 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同

法第2条第7項に規定する人格のない社団等)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

- 5 市長は、前項の規定による交付申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 6 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、交付決定の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、様式第3号により速やかに市長に報告を行うこととする。なお、その額が交付決定額に係る仕入控除税額を超えるときには、市長の返還命令を受けて、その超える額を市に返還しなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告)

第10条 本補助金は、規則第12条ただし書の規定により、実績報告の提出を要しない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年11月12日から施行し、令和6年7月以後に実施した補助対象事業について適用する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付決定がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助 対象事業	2 補助 事業者	3 補助対象経費	4 補助率
鳥取市果樹 カメムシ類 緊急防除支 援事業	農業者 農業協同組合 生産組織	鳥取市において、令和6年に大量発生した果樹カメムシ類の被害を防ぐために実施された追加防除に要する経費。  ただし、補助対象となる要件等は別表第2に示すとおりとする。	2/3
	農業協同組合	参加農業者への事務手続きに必要な経費として、参加農業者に対して交付する経費以外の経費（消耗品費、手数料、印刷製本費等）	10/10

※令和6年7月から同年産収穫までの期間に係る事業に要した経費について対象とする。

別表第2

1 対象品目・面積	2 散布対象期間	3 対象となる薬剤	4 散布回数	5 事業費上限額 (円/10a)
5アール以上の面積があり、果樹カメムシ類用の追加防除を実施した果樹品目（梨、柿等）	令和6年7月から 同年産収穫まで	殺虫剤	2回	4,500円

年 月 日

鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金交付申請書（兼請求書）

鳥取市長 様

申請（請求）者

住 所

氏 名

電 話

令和6年度において、下記のとおり鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。なお、交付決定後は、交付決定額を請求します。

1. 補助事業等の名称 鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業

2. 交付申請（請求）額 金 円

3. 振込先

交付決定された場合は、下記の振込先口座へ振り込んでください。

フリガナ								
口座名義人								
金融機関名	銀行・金庫				支店・出張所			
	組合・農協							
預金種別	普通・当座	口座番号						

4. 添付書類

- ・鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業報告書及び収支決算書（様式第2号）
- ・その他

市役所記入欄	交付決定年月日 (請求年月日)	年 月 日	交付決定額	円
--------	--------------------	-------	-------	---

様式第2号（第7条関係）

鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業報告書及び収支決算書

1 事業の実施結果

2 事業の内容

（対象期間：○月○日～○月○日）

品目	緊急防除実施面積(a)	事業費(円)
合計		

（注1）品目ごとに記載し、不足する場合は行を追加又は別紙で添付する。

（注2）JA、生産組織の場合は、積算根拠がわかるよう、品目ごとの一覧表（生産者ごとの緊急防除実施面積、10a当たりの事業費（上限事業費を超える場合は上限事業費、ほ場ごとに散布農薬が異なる場合はほ場ごと）及び事業費）を添付すること。

（注3）農業者の場合は、散布報告書等（ほ場の場所、面積、散布農薬（殺菌剤、液肥等）、散布日）の農薬散布の実績がわかるものを添付すること。

3 事業費の内訳

区分	事業費 (A+B)	補助対象経費	内 訳		備考
			市 費 (A)	そ の 他 (B)	
防除費 事務費	円	円	円	円	

4 事業完了年月日

5 収支決算

（1）収入の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
市 費 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度決算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
鳥取市果樹カ メムシ類緊急 防除支援事業	円	円	円	円	
合 計					

6 他の補助金の活用の有無（有・無）

いずれかに○を付け、「有」の場合は以下の欄に記入してください。

事 業 名	
事 業 内 容	
補助事業所管部署名	
連 絡 先	

注) 当該年度に他事業を活用する場合に記載すること。

7 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※いずれかに○をつけてください。

年 月 日

鳥取市長 様

氏 名

鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金について、鳥取市果樹カメムシ類緊急防除支援事業費補助金交付要綱第7条第6項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |   |
|---|--|---|---|
| 1 | 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額<br>(令和 年 月 日付け第 号による額の確定通知額)  | 金 | 円 |
| 2 | 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額   | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還額(2から3の額を差し引いた額)  | 金 | 円 |
| 5 | 添付資料<br>(1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類<br>(2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)<br>(3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し) |   |   |

様式第3号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応 分			
経費の内訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法